

平成 23 年度 川崎市国際交流協会事業計画

1 課 題

川崎市国際交流協会では、市民レベルでの国際交流を推進するため、様々な事業を展開しているが、近年は、外国人市民の増加をはじめ、市民による国際交流活動の多様化などにより、求められる役割は益々重要なものとなっている。

平成 23 年度から、前期に引き続き川崎市国際交流センターの指定管理期間が始まることから、時代の変化や地域のニーズに対応した事業展開を図っていく必要がある。

また、法人運営においては、24 年度からの公益法人化に向けての申請取組が喫緊の課題となっている。

このようなことから、今年度は以下の方針のもとに協会の事業運営を行っていくこととする。

2 基本的な事業運営方針

(1) 公益法人認可に向けた取り組み

当財団の公益法人制度改革への対応については、平成 20 年度第 4 回理事会において、公益財団法人への移行を目指すことが決定されている。平成 23 年度認可に向けて、申請作業を進める。

(2) 事務事業の充実強化と効果的効率的な事業執行の推進

平成 23 年度から、東急コミュニティとの JV による指定管理者業者になった。今まで以上に、各種事業の一層の充実を図っていく。また、社会状況の変化などに対応した柔軟な事業展開に努めるとともに、計画的かつ効率的な事業執行を図っていく。

(3) 組織の拡充

協会の事業は、総務担当、交流事業担当、相談担当が連携して推進してきたが、23 年度からは、多文化共生担当を新たに設置しより一層の在住外国人支援を推進する。

3 主要事業計画

(1) 川崎市国際交流協会事業

- ア 中国瀋陽市との友好都市提携 30 周年にあたり、関連事業の企画実施並びに関係機関・団体等が実施する交流事業を支援する。
- イ 市民及び外国人の生活支援への効果的な事業周知ならびに情報提供を推進する。
- ウ 関係機関・団体及び学校等との連携・協力関係を深め、市民レベルでの国際交流を推進する。
- エ 国際交流推進の担い手となる民間交流団体や市民ボランティア、外国人等の育成及び活動支援を図る。

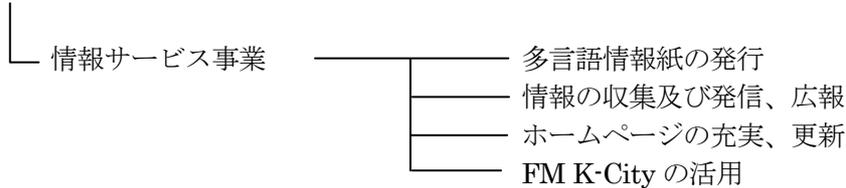
(2) 川崎市国際交流センター事業（指定管理者事業）

- ア 市民及び外国人市民へ向けた効果的かつ迅速な情報提供を行う。
- イ 外国人市民に対し、日本語講座の充実を図るとともに、日本文化及び川崎市への理解を深める特別講座を企画実施する。
- ウ 市民の国際理解を推進するため、市民ニーズや時宜に適した講座など、参加を促す魅力ある講座の開催を図る。
- エ 国際交流センターを活用した各種事業・イベント等を開催、誘致し、施設の利用促進を図る。
- オ 国際交流センターの効率的で効果的な管理運営を推進する。

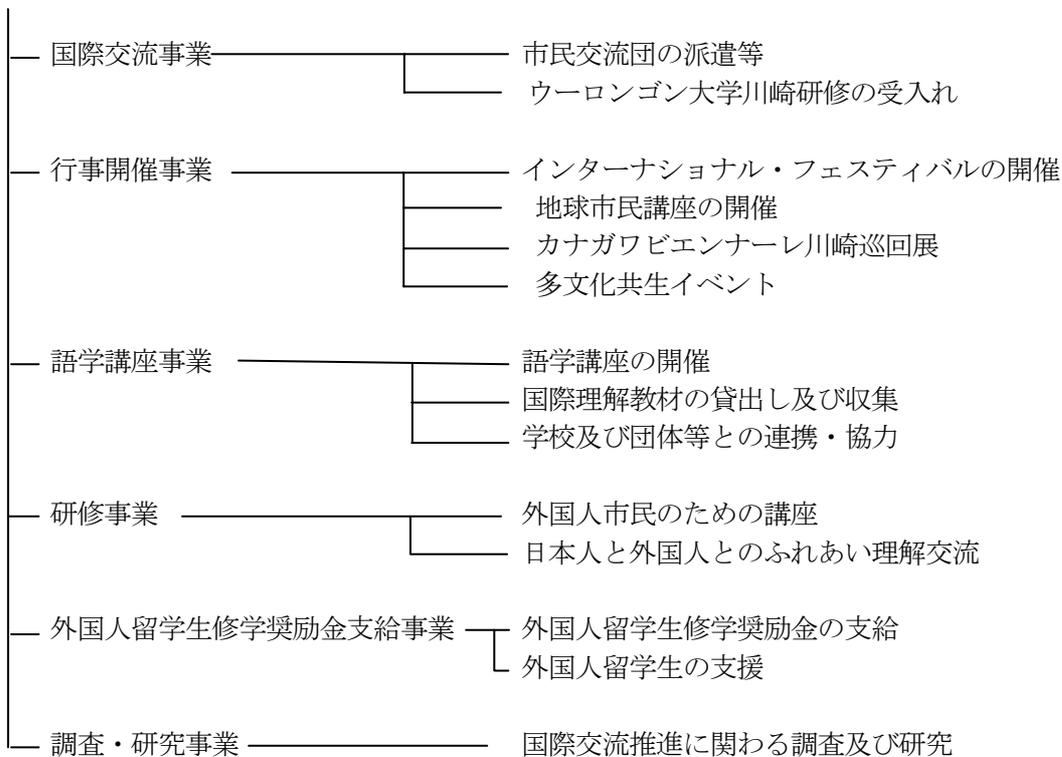
平成23年度 川崎市国際交流協会事業体系

■ 川崎市国際交流協会事業

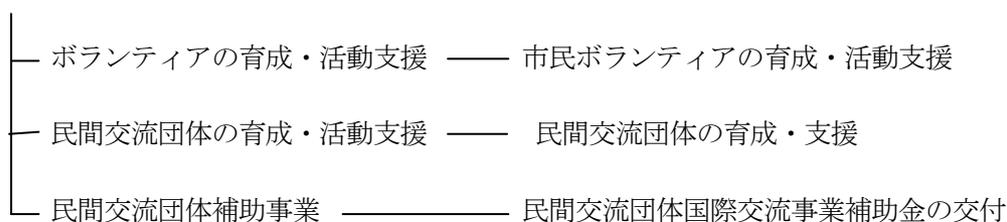
1 諸外国の情報及び資料の収集・提供事業



2 市民レベルでの国際交流に関する事業



3 民間国際交流団体及びボランティアの育成事業

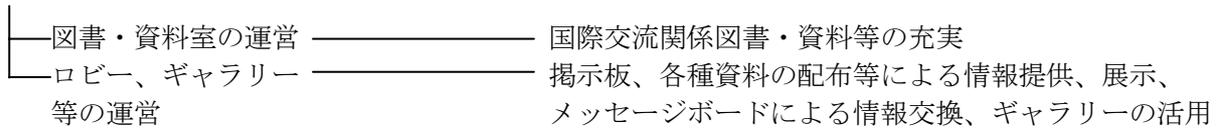


4 その他事業

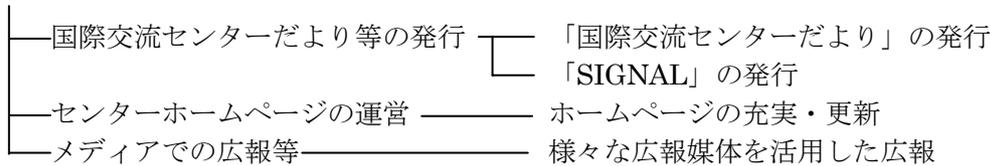
その他、川崎市等からの委託など協会の目的に資すると思われる事業

■ 川崎市国際交流センター事業体系

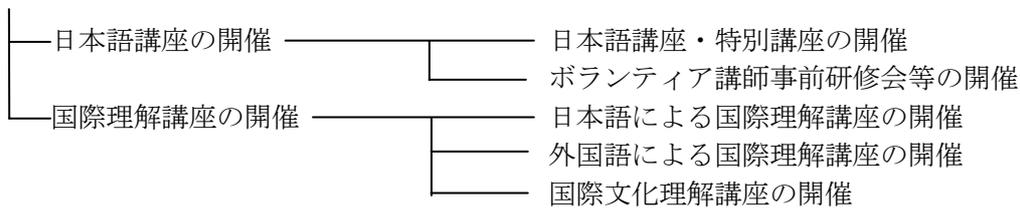
1 情報収集・提供事業



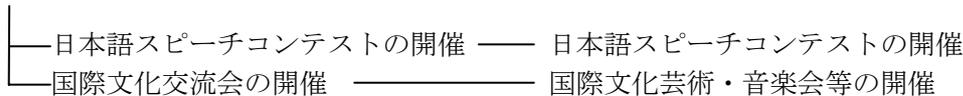
2 広報出版事業



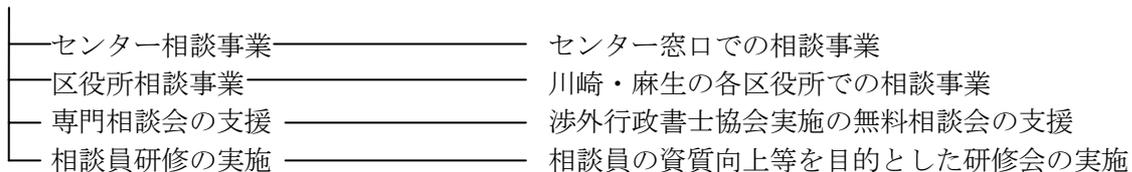
3 研修事業



4 国際交流促進事業



5 外国人窓口相談事業



6 施設運営及び維持管理業務

